

## 製糖工場の次期操業に不可欠な冷却用海水の安定確保に関する緊急決議

ゆがふ製糖具志川工場は、沖縄県の基幹作物であるサトウキビの約16%が搬入される本島唯一の製糖工場である。同工場の安定操業の確保に当たっては、機械設備の冷却用海水の取水が欠かせない。

しかしながら近年、同工場の新港地区側水路及び取水口周辺における土砂の堆積が著しく、安定して海水を取水することができない状態となっており、このままでは次期製糖期の安定操業に大きな支障を来し、約4700戸のサトウキビ生産農家に対してもサトウキビの搬入を制限するなどの甚大な影響が懸念される。

平成3年5月、沖縄県は当時の製糖工場の主体である沖縄県経済農業協同組合連合会に対し、外海までの水路の設置が明記された公有水面の水域占用に係る同意について、文書で依頼する際に、埋立てに伴い土砂が堆積することはないとの見解を示している。

これに対し同年12月、同連合会は県における水路の維持管理を条件として、同意する旨回答している。

このことから、沖縄県は製糖工場の冷却用海水の取水に支障を及ぼさないよう水路の維持管理について責任を持って対処する必要がある。

よって、次期製糖期に向け、冷却用海水の安定確保が図られるよう早急に取り組むことを強く要求する。

上記のとおり決議する。

令和6年7月30日

沖 縄 県 議 会

沖縄県知事 宛て